

陳 情 文 書 表

受理番号	陳情6第33号	受理年月日	令和6年11月5日
件 名	再審法改正促進の意見書を国会・政府に提出することを求める陳情		

【陳情の趣旨】

罪を犯していない人が、誤った捜査・裁判によって自由を奪われ、仕事や家庭を失い、築き上げてきた人生のすべて、はなはだしい場合は死刑によって生命さえ奪われる・・・冤（えん）罪は、国家による人権侵害であり、速やかに救済されなければなりません。

2000年代に入り、足利事件、東電女性社員殺人事件、布川事件、東住吉冤罪事件、松橋事件、湖東記念病院人工呼吸器事件などの重大事件で、再審無罪判決が出されました。しかし、袴田事件や大崎事件のように、やっと勝ち取った再審開始決定が、検察官の不服申し立てによって、取り消された事件も少なくありません。名張毒ぶどう酒事件の奥西勝さんに至っては、裁判の長期化によって無念の獄死を強いられました。再審や冤罪被害に対する市民の関心は、これまでになく高まっています。

袴田事件は2023年3月、東京高裁が再審決定＝裁判のやり直しの判断をしました。村山浩昭元裁判官（静岡地裁で裁判のやり直しと袴田さんの釈放決定を審理した）は、再審開始決定を出し、証拠の「捜査機関のねつ造の疑い」に言及した東京高裁の判断について、「勇気のいること」と話しています。9月26日の再審無罪判決が確定し、改めて捜査機関の捏造が指摘されています。今回の判決を受け多くの関係団体・関係者から、「再審に道を開く法改正を今こそ」の声が多く上がっており、まさに法律の改正は待ったなしです。

えん罪をおこさせないしくみを構築するために、あらゆる力を尽くすとともに、不幸にしてえん罪に問われた人を救済するために、制度である再審（裁判のやり直し）の制度を充実させる必要があります。しかし、現行の刑事訴訟法には再審手続きに関する条文は19ヶ条しかなく、戦後の改正で「不利益再審の禁止」がなされただけで、大正時代の規定がほぼそのままとなっており、えん罪被害者の一刻も早い救済のためには、再審法の見直しが必要になっています。再審法の改正を求める意見書は、10月7日現在、380地方議会（13道府県、182市、1区、152町、32村、趣旨採択含む）で採択されており、引き続き地方議会での意見書運動が、全国で取り組まれています。

【陳情事項】

再審法（刑事訴訟法の再審規定）の速やかな改正をすすめるために、以下の事項を含む「再審法改正の促進を求める意見書」を、地方自治法第99条の規定により国会・政府に提出して下さい。

1. 再審のためのすべての証拠開示をすること。
2. 再審開始決定に対する検察官の上訴（不服申し立て）禁止をすること。

3. 再審規定の整備をすること。